

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

(1) 関税等の電子納付

e-Japan 重点計画 2003（平成 15 年 8 月）に掲げられるとおり、関税等（関税及び内国消費税並びにとん税及び特別とん税）について、通関情報処理システム（NACCS）及び税関手続申請システム（CuPES）によりインターネット等を利用した電子的な納付を可能とすることとしている。

NACCS とは、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システム。

CuPES とは、NACCS 業務対象以外の原則全ての税関関連の申請・届出等を処理するシステム。

(2) 税関関連手続のオンライン化

財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン（平成 14 年 9 月）に掲げられるとおり、税関関連手続のオンライン化について、関税の各種減免に係る申請書の提出等の手続を CuPES によりオンライン化することとしている（平成 15 年 3 月より段階的に実施）。

追加される手続の例

- ・ 輸出貨物製造用原料品の減免税申請（関税定率法第 19 条第 1 項）
- ・ 違約品等の再輸出の場合の戻し税申請（関税定率法第 20 条第 1 項）
- ・ 航空機の部分品等の免税申請（関税暫定措置法第 4 条）

(3) 証明書等の電子化

財務省電子政府構築計画（平成 15 年 7 月）に掲げられているとおり、財務省所管の法令に基づき当省が発行する証明書等について、CuPES において電子化することとしている。

証明書等の例

- ・ 自動車通関証明書（輸入自動車の新規登録の際に必要）
- ・ 輸出入許可書等（経済産業省等に輸出入実績資料として提出）

(4) 本省令の一部改正

今般、上記(1)から(3)までに係るシステムが整備されることを受け、それぞれの手続を電子的に行うことと可能とするため、当該システムの運用開始にあわせて、本省令において所要の改正を行うものである。

2 . 改正内容

- (1) 関税等の電子納付を行いたい旨の税関長に対する事前届出の手續及び関税等の電子的な納付の方法を定める。
(第7条、第8条、第9条、別表関係)
- (2) 別表に掲げられるオンラインで行える手續を追加する。(別表関係)
- (3) 証明書等について、オンライン上で交付ができるようにするとともに、当該交付に電子証明書を付すこととする。(第2条、第9条関係)